

下 監 第 50 号  
令和 6 年 8 月 27 日

下田市長 松 木 正 一 郎 様

下田市監査委員 鈴木 邦 明  
下田市監査委員 渡 邊 照 志

令和 5 年度決算に基づく経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

## 令和5年度経営健全化審査意見

### 1 審査の対象

- 令和5年度 下田市水道事業会計資金不足比率
- 令和5年度 下田市下水道事業会計資金不足比率
- 令和5年度 下田市集落排水事業特別会計資金不足比率

#### 算定対象

公営事業会計	公営企業に係る会計	法適用企業	水道事業 下水道事業
		法非適用企業	集落排水事業

### 2 審査の実施期間

令和6年7月22日から令和6年8月8日まで

### 3 審査の方法

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次の項目に主眼を置き審査した。

- (1) 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか。
- (3) 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

### 4 審査の結果

審査に付された下記各事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

令和5年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計名	比率名	R5	参 考				経営健全化基準	備 考
			R4	R3	R2	R1		
水道事業会計	資金不足比率	—	—	—	—	—	20.00	資金不足比率はなし
下水道事業会計		—	—	—	—	—	20.00	資金不足比率はなし
集落排水事業特別会計		—	—	—	—	—	20.00	資金不足比率はなし

いずれの会計においても、資金の不足額が、営業収益の額（又はそれに相当する額）から受託工事収益の額（又はそれに相当する額）を差し引いた事業の規模を上回ることはなく、資金不足額は発生しなかった。

## 5 意見・要望

特に指摘すべき事項はないが、令和5年度の下水道事業会計及び集落排水事業特別会計は、一般会計からの繰入に依存している。

このため資金不足がない結果とはなっているが、依存度合いを減らすためにも一層の経営健全化に努められたい。